

在シドニー日本国総領事館メールマガジン第 242 号（2025 年 1 月号）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス、及び当館「メールマガジン」登録者に自動的に配信されております。

【目次】

- 1 領事情報（旅券発給体制の変更、オンライン申請とオンライン決済、マイナンバーカード交付、DV 被害者支援、在留届と「たびレジ」、在外選挙人名簿登録、ワーホリ等滞在に関する注意事項）
- 2 治安・安全情報（防犯対策〇×クイズ：詐欺編）
- 3 日本文化関連行事
- 4 日本語補習授業校の教員募集
- 5 総領事通信・総領事館公式 SNS
- 6 休館日のお知らせ（1 月及び 2 月）

1 領事情報

（1）2025 年 3 月以降の旅券発給体制の変更等に関するお知らせ

本年 3 月 24 日から、旅券の偽変造対策を強化するため、人定事項ページにプラスチック基材を用いた「2025 年旅券」の発給開始を予定しています。

3 月 24 日以降は、旅券が日本国内で作成され、当館まで配送されることとなるため、最短でも 2 週間以上の日数を要することとなります。

具体的には、今後当館ホームページ等でもご案内しますが、現在と比べて旅券の発給に時間を要することになるため、この機会に、改めて、現在お持ちの旅券の有効期限が十分かご確認いただき、必要に応じて早めの旅券の切替申請をご検討下さい（旅券の残存有効期間が 1 年未満の場合に切替申請が可能です。）。

詳細は以下のリンク先からご確認ください。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/2025-new-passport.pdf>

（2）旅券、各種証明及び査証（観光一次のみ）のオンライン申請とオンライン決済

旅券、各種証明及び査証（観光一次のみ）の申請はオンライン申請が利用できます（査証以外は事前にオンライン在留届（ORR ネット）への登録が必要です。）。

オンライン申請をされた方に限り、手数料をクレジットカード及びデビットカードでお支

払いいただくことが可能です（査証の場合はクレジットカード及びデビットカードでのお支払いのみ）。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

（旅券）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_online_passport_info.html

（各種証明）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_online_shomei.html

（査証）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_en/evisa_online_application.html

（３）在外公館における国外転出者用マイナンバーカードの申請・交付

昨年５月２７日から在外公館における国外転出者用マイナンバーカードの申請・交付業務が開始されました。本件マイナンバーカードの申請対象者は、２０１５年１０月５日以降に国外転出届を提出した日本国籍者（未成年者も含む）となります。具体的な申請・交付方法等についての詳細は以下のリンク先からご確認ください。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/my_number_card.html

（４）「DV 被害者支援のための相談窓口」のお知らせ ―DV 被害でお悩みの方へー

当館は、当地でDV被害者等を支援する団体「Bonnie Support Service Ltd」と提携し、ドメスティック・バイオレンス（DV）で悩んでいる邦人のための相談窓口を開設しています。対象は、NSW州にお住まいの邦人女性（及び子供）で、相談者は、日本語によるサービスを受けることができます。DV被害でお悩みの方は、まずは下記相談窓口までご相談ください（NSW州以外の地域にお住まいの方については、情報提供やお近くの相談機関のご紹介を行います）。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20230828dv.pdf>

（５）在留届と「たびレジ」に関するお願い

外国に３か月以上滞在する日本人は、最寄りの大使館又は総領事館等に在留届を提出することが日本の法律（旅券法）で義務付けられています。在留届は、災害時の安否確認のために使用しますので、届出内容に変更（住所や同居家族の変更等）が生じた場合には変更届を、帰国の際には帰国届をご提出いただくようお願いいたします。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_residence_report.html

また、３か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう「たびレジ」にご登録をお願いいたします。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

（６）在外選挙人名簿への登録

日本国外に居住されている満 18 歳以上の日本人は、国外からの投票を通じて国政選挙に参加することができます。国外で投票するには、在外選挙人名簿への登録が必要です。登録を済まされていない方は、最寄りの大使館又は総領事館等にて登録をお願いします。申請後、在外選挙人証を交付するまでに 2 か月程度を要します。来年夏に任期満了を迎える参議院議員の選挙が見込まれますので、在外投票を行うお考えがある場合は、お早めに在外選挙人名簿への登録手続きを行ってください。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

（７）ワーキングホリデー及び学生査証（ビザ）で滞在の方への注意事項

当地に滞在する邦人のうち、特にワーキングホリデーと学生の方から住居や就業活動等に関するトラブルの報告が寄せられています。

不測の事態に巻き込まれず、安全・安心に生活を送れるよう、当館 HP に注意事項を掲載しています。詳細は以下のリンク先からご確認ください。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/for-wkh-stu.pdf>

２ 治安・安全情報（防犯対策〇×クイズ：詐欺編）

新年あけましておめでとうございます。

今月の〇×クイズ方式による防犯対策コーナーは、詐欺についての問題です。自分はだまされないと思っているあなた、全問正解できるかどうか、ぜひチャレンジしてみてください。

（問 1）物件探しの目的でネット上のフリー掲示板で物件を見つけて、実際に物件の内覧を行った後、内覧をアレンジした代理人に手付金を送金した。

（問 2）息子から「生活費が足りないので口座にお金を振り込んでほしい」とメールが来たため、念のため本人であることを確かめてから送金した。

（問 3）NSW 州警察を名乗る者から「未払いの違反金があり、早期に支払わないと追徴金が課せられる」との電話があったことから、指定の口座にお金を振り込んだ。

（問 4）Facebook で知り合った米国兵士を名乗る者と 1 年間メールでやりとりするうちに交際に発展したところ、相手から「君と結婚したいが、退役して日本に行く費用がない」と打ち明けられたため、渡航費用を相手の口座に振り込んだ。

（問 5）有名ブランドの商品が 50%割引で販売されているオンラインショップを見つけたところ、購入者レビューのほとんどが「良い取引ができた」などのコメントであったため、当該ショップを利用した。

（問 6）商品の決済方法が中国のチャットサービス「QQ」を使用した方法であったことから、

取引を中止した。

それでは解答です。

（問１）×－設問は「ボンド詐欺」の一類型です。物件探しで実際に物件の内覧を行った後に手付金や保証金を騙し取られた事案が発生しています。SNS やフリーの掲示板で物件を探す場合には、正規の不動産会社や実在する代理人かどうかを調べるとともに、不審点があればすぐに契約しないよう心掛けてください。

（問２）○－お金を振り込む場合、意図した本人からの要求であるかどうかを必ず事前に確認してください。ただし、最近は犯人が身内であることを装い、連絡先が変わったとして登録の連絡先を変更させた後に犯行に及ぶ事例もあることから、設問の場合は、この種の詐欺の可能性も考慮して本人確認を行ってください。

（問３）×－現在、警察や公的機関を名乗る手口は当地で非常に多い詐欺の形態です。自動音声で折り返しの電話を要求するなどの手法により、本物と誤信して被害に遭うケースも散見されますのでご注意ください。

（問４）×－「ロマンス詐欺」と呼ばれる詐欺行為の中には、１年以上の長期間をかけて信頼関係を築くケースもあり、交際期間が長いからといって、オンライン上の相手に送金しないようにしてください。また、中には「自分の資産をあなたに譲るために手数料が必要である」として金銭を要求するものもあり、注意が必要です。

（問５）×－購入代金だけを持ち逃げするオンラインショップ詐欺を見抜く方法として、購入者レビューの参照もその１つですが、それにとどまらず、「日本語が不自然」、「フリーメールの使用」、「購入代金は前払いのみ」などのショップは詐欺である可能性が高く、この点にも注意しましょう。また、不自然に安価である場合は最初から詐欺を疑ってかかるようにしてください。

（問６）○－詐欺の犯人は、設問の海外のチャットサービスのほか、電信送金やプリペイドカード、さらには Google Play や Steam、ビットコインなどの仮想通貨で支払いを要求することがあり、このような馴染みのない決済方法で支払いを要求する場合は詐欺の可能性が高いと思ってください。

いかがでしたでしょうか。詐欺に関する相談は当館に多く寄せられるものの１つであり、用心深い邦人の方でも被害に遭うケースがあります。当館では詐欺対策に関する情報をまとめてホームページの「犯罪情勢」コーナーに掲載しておりますので、ご参考にしていただければ幸いです。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety_hanzaijousei.html

３ 日本文化関連行事

（１）日本文化関連行事

○「Afternote: In the Shade of Cinema」展（2024年9月13日（金）-2025年3月1日（土）、国際交流基金シドニー日本文化センターギャラリー）

国際交流基金シドニー日本文化センターギャラリーにて、美術作家・志村信裕氏による山口の映画館史にフォーカスした最新作『Afternote』を上映しています。山口情報芸術センター[YCAM]のコミッションワークとして制作され同氏が監督を務めた本作品とともに、撮影された山口の映画館にまつわる記録や資料を展示し、市内から姿を消した映画「館」の歴史を辿ります。詳細は以下のリンクをご参照ください。

<https://sydney.jpff.go.jp/events/afternote-in-the-shade-of-cinema/>

※ギャラリーは1月7日（火）午前10時から開館します。

○図書館初詣（1月11日（土）午前11時-午後4時、国際交流基金シドニー日本文化センター図書館）

国際交流基金シドニー日本文化センター図書館では、2025年初開館日である1月11日（土）に初詣にちなんだ活動を行います（無料、事前登録不要）。

<https://sydney.jpff.go.jp/events/hatsumode/>

○にほんごよみきかせ会（1月25日（土）午後2時30分-3時30分、国際交流基金シドニー日本文化センター）

国際交流基金シドニー日本文化センターは、豪州けい（「つなぐ」の漢字）生語研究会との共催で、節分をテーマににほんごよみきかせ会を開催します（予約不要）。後半には豆まきも行う予定です。館内図書の貸し出しも利用できます（貸出カード作成には、オーストラリアで発行された身分証の提示が必要となります）。

<https://sydney.jpff.go.jp/events/japanese-storytime-for-children-02/>

○JFF Theater

国際交流基金は、映像作品配信ウェブサイト「JFF Theater」で、多言語字幕付きの日本映画を無料配信しています。詳細は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.jff.jpff.go.jp/>

○2025 January Summer Holiday Japanese Art Camp（1月17日（金）及び20日（月）午前9時-午後3時、Crows Nest Centre）

墨絵アーティストのMasayo Colley氏が、6歳から13歳のお子様を対象に、日本文化・アートを体験できるアートキャンプを開催します。墨絵で2025年の干支である蛇や、漫画の登場人物の書き方を学ぶなど、1日で様々な日本の文化・アートを体験できる内容になっているとのことです。詳細は以下のリンクからご確認ください。

<https://loveartlab.com.au/summer-holiday-jp-art-camp/>

○Tomoko Oka 「The Crane and the Kookaburra」 水墨画と 5m大作展 (12月6日(金)–1月28日(火)、Gosford Regional Gallery)

セントラルコースト在住の Tomoko Oka 氏による水墨画の個展が開催されます。11 の水墨画作品に加えて、5mの長さの紙に、大筆で描いた抽象画の巨大鶴とククバラも展示されます。詳細は以下のリンクをご参照ください (入場無料)。

<https://gosfordregionalgallery.com/page/tomoko-oka-crane-and-kookaburra>

(2) NSW 州立美術館の無料日本語ガイドツアー (予約不要、建物を入った所に集合。)
2025 年は 1 月 10 日 (金) の南本館常設展ツアーから開催いたします。

○マグリット展日本語ガイドツアー

2 月 2 日 (日) までの期間限定で、毎週日曜日午前 11 時から約 45 分間、無料日本語ガイドツアーを実施します。マグリット展には入場券が必要となりますが、日本語ガイドツアーの予約は不要です。南本館の展覧会会場入り口に集合ください。

○常設展(入場無料)の日本語ガイドツアー

北新館 (Naala Badu) 毎週日曜日午後 1 時開始

南本館 (Naala Nura) 毎週金曜日午前 11 時開始

<https://www.artgallery.nsw.gov.au/visit/plan-your-visit/information-in-other-languages/japanese/>

○「リ・ウファン (Lee Ufan) Quiet Resonance」展(入場無料)

本年 9 月まで、南本館のアジア・ランタンギャラリーを開催中です。毎週金曜日の日本語ガイドツアーで、この展覧会もご案内しております。

4 日本語補習授業校の教員募集

当館管轄地域にある以下の学校では教員を募集しています。ご関心のある方は、以下の学校のリンクやメール照会先を参照の上、各学校に直接ご連絡・ご応募ください。

○シドニー日本語土曜学校

<https://www.sssj.org.au/careers/>

○JCS 日本語学校シティ校

<https://cityschool.japanclubofsydney.org/recruitment/>

○JCS 日本語学校ダundas校

<https://dundas.japanclubofsydney.org/recruitment/>

○ニューサウスウェールズ日本語補習校

<https://www.nsw.japaneseschool.org/career>

○クカバラ日本語学校

<https://kookaburra-jps-sydney.amebaownd.com/pages/6452909/profile>

○フォレスト日本語学校

<https://www.forest.japaneseschool.org.au/single-post/%E6%95%99%E5%93%A1%E3%80%81%E3%82%A2%E3%82%B7%E3%82%B9%E3%82%BF%E3%83%B3%E3%83%88%E3%80%81%E3%83%9C%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%83%86%E3%82%A3%E3%82%A2%E5%8B%9F%E9%9B%86>

5 総領事通信・総領事館公式 SNS

総領事館の行事や日本関連の行事、日本の文化情報等を発信しています。ご関心がありましたらフォローいただければ幸いです。

(山中総領事公式 Twitter)

<https://twitter.com/cg.japansydney>

(総領事館公式 Facebook)

<https://www.facebook.com/CGJSYD>

(総領事館公式 Instagram)

<https://www.instagram.com/CGJapanSyd/>

6 休館日のお知らせ (1 月及び 2 月の休館日)

土日及び以下の日は休館いたします。

○1 月 1 日 (水) 元旦

○1 月 2 日 (木) 年始休暇

○1 月 3 日 (金) 年始休暇

○1 月 27 日 (月) オーストラリア・デー (当地の休日)

○2 月 11 日 (火) 建国記念日

○2 月 24 日 (月) 天皇誕生日振替休日

在シドニー日本国総領事館

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 : (61-2) 9250-1000

Fax : (61-2) 9252-6600

Web : http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールについてお気づきの点がございましたら、以下の当館代表メールアドレスに
お気軽にご連絡ください。

japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL
から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>

※本メールマガジンのバックナンバーは以下のページに掲載しています。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety_mailimag.html